

令和二年八月七日付け奈良県公報第二百二十八号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和四年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量（四級基準点測量））
- 二 測量の地域 奈良市桂木町地区（一部）
- 三 測量の期間 変更前 令和二年八月六日から同年十一月二十日まで  
変更後 令和二年八月六日から令和四年二月二十八日まで